

○経済産業省告示第二十号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十七項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は全国中小企業団体中央会から交付する令和二年度補正予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

令和二年十月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志

- 一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から交付する特定補助金等
- ウイルス等感染症対策技術の開発事業に係る委託費及び補助金
- 二 全国中小企業団体中央会から交付する特定補助金等
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業に係る補助金

○国土交通省告示第八号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十七項の規定に基づき、国土交通省から交付する令和二年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

令和二年十月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

- 交通運輸技術開発推進制度に係る委託費
- 建設技術研究開発助成制度に係る補助金
- 住宅・建築生産性向上促進事業のうち住宅生産技術イノベーション促進事業に係る補助金
- 先進船舶・造船技術研究開発費補助金
- 海洋資源開発関連技術高度化研究開発費補助金

○経済産業省告示第九号

環境省告示第九号  
中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第十七項の規定に基づき、環境省から交付する令和二年度予算に係る特定補助金等として、次に掲げるものを指定したので、告示する。

令和二年十月二十七日

経済産業大臣 梶山 弘志  
環境大臣 小泉進次郎

CO2排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業に係る委託費及び補助金

○国土交通省告示第千三百二十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

令和二年十月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

路線名 供 用 開 始 の 区 間 供 用 開 始 の 期 日  
四国縦貫自動車道 阿波市阿波町桜ノ岡一六七番一から同市阿波町桜ノ岡一 令和二年十月二十八日〇時

○東北地方整備局告示第百四十七号

国土交通省関係海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十七号）第二条第一項の規定に基づき、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示を次のように定める。

令和二年十月二十七日

東北地方整備局長 梅野 修一

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示

秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十一年法律第八十九号）第十条第六項の規定により国土交通大臣が徴収する占用料の額は、別表により算

出した額とし、土砂採取料の額は、別表により算出した額に、当該海域における土砂の採取につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税基準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額とする。ただし、占用料又は土砂採取料のそれぞれについて、これにより算出した額が百円未満であるときは、その全額を百円として計算するものとする。

別表

占 用 区 分		単 位	金 額
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備（ケーブル等を除く）	占用面積一平方メートルにつき一年		九十円
	その他		九十円
ケーブル	外径が〇・四メートル未満のもの		六十円
	外径が〇・四メートル以上一メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	八十円
外径が一メートル以上のもの			九十円

備考

1 占用面積若しくは長さが一平方メートル未満若しくは一メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは長さが二平方メートル未満若しくは二メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを一平方メートル若しくは一メートルとして計算するものとする。

2 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお一月未満の端数があるときはこれを一月として計算するものとする。

二 土砂採取料

採 取 物 区 分	単 位	金 額
土砂		九十円
砂		百十円
切込砂利		百二十円
砂利（切込砂利を除く）	一立方メートルにつき	百七十円
栗石（径六センチメートル以上十五センチメートル未満）		百八十円
玉石（径十五センチメートル以上二十センチメートル未満）		三百円
転石（径二十センチメートル以上）		三百五十円

備考 採取容積が一立方メートル未満であるとき、又は採取容積に一立方メートル未満の端数があるときは、その全容積又はその端数の容積を一立方メートルとして計算するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。